

平成21年(ネ)第5746号

損害賠償請求控訴事件

控訴人 アブドゥル アジズ 外

被控訴人 国 外

証 拠 説 明 書

2011年5月28日

上記控訴人ら訴訟代理人

弁護士 奥 村 秀 二



東京高等裁判所 第17民事部 御中

言 己

番号	枝番	標 目	原・写	作成年月日	作 成 者
甲B 77		平成13年度「援助効果促進調査(SAPS)対象案件」(案)	写し	2001/11/19	JBIC
		本件SAPSは、JBICが調査の骨格を十分検討した上でなされた調査であり、OECFの委託により行われた米倉調査及びアングラス大学調査の結果とも整合しており十分信用性が認められること、「L/A特別条項にて借款の条件としている項目の遵守を求めるものであり、借入人であるインドネシア及び実施機関のコミットメントは十分高いもの思料する」とされており、借款契約の特約条項を遵守する義務がインドネシア政府にはあり、これを求めることは内政干渉にあたらないと判断していること、借款契約では、本件3条件の履行確保のため、本件履行特約が付されていること等。			
甲B 78		インドネシア共和国コタパンジャン水力発電および関連送電線建設事業(1)(2)第三者評価報告書	写し	2003	JBIC
		第三者評価者による本件プロジェクトの評価の内容。 DACの5項目の評価とともに、本件プロジェクトにおける現地住民らの再定住について、生活水準の悪化等の問題があることが指摘されている。			

甲 A 7 9	内部収益率の再計算（本 件 SAPS 付属書〔甲 B36〕 APPENDIX 1 の 3.4 章 の翻訳：原文は提出済）	写し	2002/5	JBIC
JBIC が行った本件 SAPS において本件プロジェクトの内部収益率の再計算が行われており、この計算根拠等。				